

Tax Whiz

Tax highlights from your advisers

8 May 2020

新型コロナウイルスに関する税務ガイダンス及び留意点

新型コロナウイルス（COVID-19）に関する税務上のガイダンス及び留意点につき日系企業のマネジメントに関連すると思われる事項を以下に取りまとめましたので、ご参考ください。

1 各種申告書等の期限延長

マレーシア歳入庁（IRB）および関税局は、COVID-19 の状況に鑑み各種申告書の提出期限を延長しています。主なものは以下の通りです。

項目	当初の期限	対象	延長後の期限
個人所得税の確定申告 (Form BE)・納付	2020 年 4 月末	全て	2020 年 6 月末 (2 ヶ月の猶予)
雇用主による源泉徴収申告 (Form E)	2020 年 3 月末	全て	2020 年 5 月末 (2 ヶ月の猶予)
MTD（給与所得の源泉徴収）の申告・納付	翌月 15 日まで	3 月及び 4 月給与の MTD	2020 年 5 月 31 日
法人税の確定申告 (Form C)・納付	決算日後 7 ヶ月以内	2019 年 9 月~12 月決算	3 ヶ月の猶予（2019 年 12 月決算会社は 2020 年 10 月末）
		2020 年 1 月~3 月決算	2 ヶ月の猶予（2020 年 3 月決算会社は 2020 年 12 月末）
ETP 見積り税額の申告 (CP204)	事業年度開始日の 30 日前まで	活動制限令（MCO）期間中に期限が到来する法人	2020 年 5 月 31 日
ETP 見積り税額の納付	翌月 15 日まで	4 月及び 5 月納付分	2020 年 5 月 31 日 (※ 1、※ 2)
源泉税の申告・納付	1 ヶ月以内	MCO 期間中の源泉税	2020 年 5 月 31 日
CbCR Notification Letter の提出	事業年度末日まで	2020 年 3 月・4 月決算会社	2020 年 5 月 31 日

項目	当初の期限	対象	延長後の期限
売上税・サービス税 (SST) の申告・納付	課税期間の翌月末まで	3月末・4月末申告期限	2020年5月31日(※3)
税務調査により提出が要求される資料等	指定された期限内(通常14日以内)	3月18日から5月18日までの期限到来分	2020年5月31日

- ※1：SME（資本金がRM2.5百万以下かつ、年間の売上がRM50百万以下の企業）は4月から6月の見積り税額の納付が免除される（免除額は確定申告で調整）。この要件に該当する法人には、IRBから通知がなされる。
- ※2：旅行代理店、ホテル、航空会社等の観光業の企業については、4月から9月の見積り税額の納付が免除される。
- ※3：デジタルサービスの海外課税事業者は除く

2 景気刺激策における優遇税制等

マレーシア政府は、COVID-19への対応として、以下の通り3度にわたり景気刺激策を打ち出しています。

公表日	主な内容	金額 (Billion MYR)
2月27日	企業の資金繰りへの対応（特に観光産業）、個人への支援等	20
3月27日	低/中所得者向け一時金支給、医療機器の調達、中小企業向け金融支援等	230
4月6日	中小企業向け給与補助金の拡充、零細企業への一時金支給等	10

この中で提案されている主な優遇税制、会計税務上の検討事項を以下に取りまとめておりますのでご参考ください。

(1)法人所得税

法人所得税見積額に関する変更

現行の制度では、マレーシア企業は、事業年度の6ヵ月目と9ヵ月目に法人所得税見積額の変更をIRBに申請することができる。これに加え、今回の改正で、3ヵ月目の月次納付時にも法人所得税見積額の変更を申請することができることとなる。なお、当該制度は、2020年中に3ヵ月目の月次納付を行う企業に適用される。

情報通信機器を含む機械および設備に関する加速度償却

情報通信機器を含む機械および設備に関して、2020年3月1日から2020年12月31日までに支出された適格支出については、年次償却（annual allowance）の償却率が40%となる（現行は10%～20%）。なお、取得時償却（initial allowance）は現行通り20%。

改装・修繕費用の特別控除

2020年3月1日から2020年12月31日の期間の改装・修繕費用について、RM300,000を限度として特別に損金算入が認められる。なお、税務上の減価償却（Capital Allowance）を適用している場合は、当該特別控除は適用されない。

従業員に支給する個人用保護具に関する控除/税務上の減価償却費

従業員に支給する使い捨ての保護具（マスク等）にかかる費用について損金算入が認められる。また、使い捨てではない保護具については、税務上の減価償却費が適用される。

小規模企業向けオフィス賃貸料の減額にかかる特別控除

小規模企業向けにオフィス等を賃貸し、2020年4月から6月の期間、30%以上の減額又は免除している貸手の企業は、当該減額又は免除相当額について、特別控除が認められる。詳細については右記リンクを参照。 [KPMG news letter](#)

COVID-19 関連寄付金等の所得控除

COVID-19 に関する寄付（現金、医療設備、医療用消耗品の寄付等を含む）について、所得控除が認められる。詳細については右記リンクを参照。 [KPMG news letter](#)

(2) 印紙税

借入の再編及び期間変更契約にかかる印紙税の免税

金融機関からの借入の再編（Restructuring）及び期間変更（Rescheduling）契約にかかる印紙税が免税となる。当該免税措置は、2020年3月1日から2020年12月31日までに実行された再編又は期間変更の契約、かつ原契約の締結時に印紙税が適切に支払われているものについて適用される。

(3) SST

ホテル等のサービス税の免税

Service Tax Regulations において、ホテル、サービスアパートメント、その他類似の施設に関するサービスは、サービス税の対象となっているが、2020年3月1日から2020年8月31日までの期間、サービス税が免税となる。

(4) その他

監査済財務諸表等、法定書類のマレーシア企業委員会（CCM）への提出期限の延長

活動制限令中に CCM への提出期限を迎える法定書類は、自動的に活動制限令の終了の日から 30 日間の延長が認められる。なお、2019年9月30日から2019年12月31日に終了する事業年度の財務諸表について、活動制限令の終了の日から3か月後まで提出期限が延長される。